

本町だより5月号

発行：本町交番
22-6617



悪質なリフォーム事業者による点検商法に注意！

事例 業者が突然自宅を訪問してきて、「近所で屋根修理をしていたら、お宅の屋根のトタンが剥がれているのが見えた」などと言って修繕工事の契約を結び、高額な費用を請求する

注意 家屋の修繕、リフォームは複数業者に見積もりを取るなどして、慎重に検討を！

○ 悪質商法相談電話（「023-642-4477」番）

新生活 若者をめぐる消費者トラブルに注意！

令和4年4月から、18歳から自らの判断で高額な商品購入や契約が可能になり、社会経験や知識が少ない若者が悪質商法のターゲットになるケースがあります。

契約にはリスクがあります。周りの人によく相談し、親しい人からの誘いでも不要な時ははっきりと断りましょう。

「悪質業者は、う・そ・つ・き！」

う
そ
つ
き

うまい話を信用しない！
そうだんする！
つられて返事をしない！
すぐに契約しない！
きっぱり！はっきり！
断る！

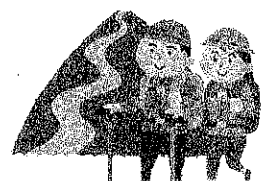


悪質商法
お断り！



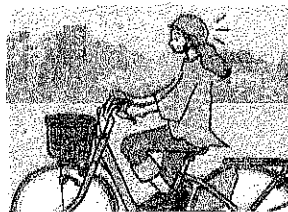
春の行楽における遭難防止

- 慣れた山でも家族等に行き先を必ず告げて、複数名で入山する
- 携帯電話を身に付け、居場所が分かるようにGPS機能を有効にする（予備バッテリーも持つ！！）
- 道に迷ったら来た道に戻り、分からなければ見晴らしの良い場所で救助を要請する
- 急斜面は滑落しやすいので、ヘルメットや命綱を使用する
- 短時間の入山予定でも、食料や水のほか、天候の急変に備えて雨具や防寒具を準備する
- クマとの鉢合わせを防ぐため、クマ鈴、ホイッスル、ラジオ等を携帯する
- スマートフォン用の登山アプリやオンライン登山届システムを積極的に活用する



自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車の交通違反は事故に直結する危険な行為！

自転車のルールを守ろう！

山形県警察令和7年度採用案内



受験案内を配布中！

【第1次試験】

山形県職員(大学卒業程度)
6月15日(日)

警察官A
7月13日(日)

本町交番からのお知らせ

5月はGWで外出する人が増え、歩行者と車の事故が増加する傾向にあります。いつもより安全運転を心がけ、交差点や歩道付近、駐車場内での人、車の動きに注意しましょう！